

学校感染症の罹患に伴う出席停止について

お子さんが下表の感染症にかかっていると診断されたときは、学校保健安全法施行規則により、医師の許可が出るまでは出席停止となります。欠席扱いにはなりませんので、治療中は感染予防のため人的接触は極力避け、主治医の治療方針に従い自宅で療養してください。

病状が回復し登校する際には、各書類を学校へ提出してください。各書類はダウンロード、印刷してご活用ください。

<出席停止になる感染症（学校感染症）>

分類	感染症の種類	治癒後に学校へ提出する書類
第一種	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるもの）　中東呼吸器症候群　痘そう 南米出血熱　ペスト　マールブルグ病 ラッサ熱　急性灰白髄炎　ジフテリア 特定鳥インフルエンザ（H5N1型） 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	様式3「登校許可証明書」 ※ <u>医師が記入</u>
第二種	百日咳　麻しん　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん　水痘（水ぼうそう）　結核 咽頭結膜熱（プール熱）　髄膜炎菌性髄膜炎	様式3「登校許可証明書」 ※ <u>医師が記入</u>
	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	様式1「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」※ <u>保護者が記入</u>
	新型コロナウイルス感染症	様式2「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」※ <u>保護者が記入</u>
第三種	コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス　パラチフス　流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他の感染症（流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、 ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、 ヘルパンギーナなど）	様式3「登校許可証明書」 ※ <u>医師が記入</u>

※出席停止の期間は感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差があります。治療に専念し、必ず医療機関から出席停止解除の確認を取った上で、登校してください。